

第二十二回国会 地方創生及び消費者問題に関する特別委員会
令和二年五月二十九日（金曜日）

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（佐藤信秋君） ただいまから地方創生及び消費者問題に関する特別委員会を開会いたします。

（略）
○委員長（佐藤信秋君） 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

（略）
○宮崎雅夫君 自由民主党の宮崎雅夫でございます。本日は質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

まず初めに、新型コロナウイルスと地方創生、地方分権について質問をさせていただきます。

緊急事態宣言は二十五日に解除されたわけでございますけれども、新型コロナウイルスの影響で地方の主産業、主要の産業である農林水産業を始め、地域経済、雇用に大きな影響が出ております。これまでの対策を早急に実施をするというところでも大変大事なことでございますし、また、一昨日の二十七日には第二次補正予算が閣議決定をされたわけでございますけれども、今後必要な対策をしつかり進めていくことも当然重要でございます。

す。

昨年十一月、この委員会で初めて質問を私させていただいたときに北村大臣に、第二期のまち・ひと・しごと総合戦略の策定について意気込みをお伺いをさせていただきました。その後、十二月二十日に第二期の総合戦略が閣議決定をされたわけでございますけれども、今般の新型コロナウイルスの影響を踏まえたものでは当然ないわけでございます。将来にわたって活力ある地域社会の実現、そして東京圏への一極集中の是正という基本的な方向は同じだというふうに思いますけれども、新型コロナウイルスを踏まえて、働き方、それから生活の様式ということなどはこれから劇的に変わっていくというふうに思うわけでございます。



また、今月の十五日に、まち・ひと・しごとの創生本部事務局が、新型コロナウイルスの前の、一月でございますけれども、東京圏の在住者の方に対する地方移住のアンケート調査結果を発表されております。それによると、東京圏在住者の半数が地方移住に関心を持っておられるという結果で、地方への回帰志向の高さが新型コロナウイルスの前でも高いということが示されております。

これまで委員会での議論もございましたし、今日の本会議でも少し質疑もございましたけれども、これからの新型コロナウイルス対策、そしてデジタル化、IT化の進展によってテレワークが進んで、日頃は自然豊かな地方に住んで時々東京など

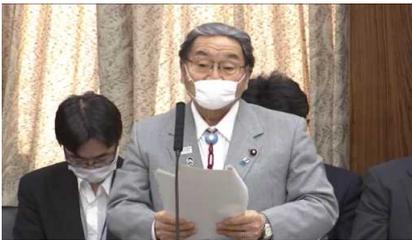
大都会に行くというライフスタイル、これが進んで都市から地方への人の流れというのが大きくなっていく可能性が十分あるというふうに思いますし、大学でもオンラインの授業、これが充実をしていって、地方の学生の皆さんが高校を卒業した後、大都会に移るのではなくて、そのまま住み続けて授業を受けて、必要ときに大学に行くというような可能性も出てくるんじゃないかというふうに思います。ですから、東京一極集中ということが是正されるベクトルが強くなっていくということが十分考えられるわけでございます。

地方創生という観点からは、もちろん最初に申し上げました大きな影響というマイナスマネジメントはありますが、ポストコロナでは図らずもプラスの流れができて、これを加速するような思い切った対策が必要ではないかというふうに考えるわけでございます。

そこで、新型コロナウイルスによる働き方、生活の劇的な変化を踏まえて地方創生をこれからのように進めていくのか、まず北村大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（北村誠吾君） 昨年末に決

定いたしました第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、将来にわたって活力ある地域社会の実現と、東京圏への一極集中の是正を共に目指し取り組を進めるこ



北村地方創生担当大臣

ととしておるわけでございます。

今般のコロナウイルス感染症対策に伴う外出の自粛により、企業におけるテレワークの取組が広がるなど、委員御指摘のように、新たな働き方や生活への意識が広まってきているというふうに考えております。こうした意識の変化も確に捉え、新たなスタイルで働きたい、あるいは生活をしたいという方々をしつかりと支え、後押ししながら、引き続き地方創生の実現に向けて全力を尽くしていくべきときであると認識しております。

よろしくお願いたします。

○宮崎雅夫君 ありがとうございます。大臣お話しがありましたように、そういう流れは確実にもう起きてくるわけでございますし、テレワークということでは、緊急事態宣言がもう解除した今でも各社で進められるわけですし、今日いらっしゃるに当たって、役所の方も引き続きそういう体制で臨まれていると思っております。是非そういう流れをしつかりつかんでいただいて、大臣先頭に立って是非進めていただければというふうに思います。

次に、地方創生推進交付金についてお伺いをいたします。

地方創生を進める大きなツールとして地方創生推進交付金がございます。本年度の予算は一千億円ということでございまして、一回目の交付決定はもう既に年度初めの四月一日になされているわけでございます。

先ほど申し上げた質問にも関連しますし、先ほど大臣からも人の流れのお話もございました。まだまだ以前のような人の流れということが起きない、移動が非常に困難という中で、特に観光振興でございますとか、都市と農村の交流によって地域の活性化を図っていくというよ

うな事業が地域再生計画に位置付けられているような場合に、場合によっては計画そのものを見直さないといけないというところであるとか、評価指標、KPIですけれども、この再検討も必要になってくるといふふうに考えます。一方で、逆で、地方の移住であるとか起業、これをもっと進めていきたいというような場合もあるというふうに思うわけでございます。

そこで、地方創生推進交付金による事業について、新型コロナウイルスの影響を踏まえまして今後どのように対応していくのか、お伺いをしたいと思います。
○政府参考人（辻庄市君） お答え申し上げます。

御指摘のとおり、新型コロナウイルスの影響によりまして、例えば移住関係のイベントでございまして観光プロモーション等が実施できないとか、そういったことは十分考えられるところでございまして、現にそうした御相談も寄せられているところでございます。

こうした状況も踏まえまして、地方創生推進交付金につきまして、既に採択された事業でございまして、例えば繰越しによる事業期間の延長でございまして、あるいは事業内容の変更について柔軟に対応しているところがございます。

個別には様々なケースがあり得ることから、年間を通じて事前相談ということにも対応し



辻内閣府地方創生推進事務局審議官

てございますので、引き続き事業の見直しについて丁寧なサポートを行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○宮崎雅夫君
ありがとうございます。

今御答弁をいただいたように、それぞれ事業を実施する皆さん方にとってもこういうような経験は全くないわけ



ので、是非丁寧に、いろんな相談事があると思っておりますので、しっかりとその相談を受け止めていただいて、もう地方地方、それぞれ全然状況も違うし事業の内容も異なりますので、いい意味で柔軟に対応いただければというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。
テレワークの話、先ほども申し上げましたけれども、これを進めるに当たって、日本はやはり判こ文化がまだまだ残っておりますので、押印でありますとか書面提出、これがネックになっていて、会社はどうしても出ていかないとけないというところをよくお伺いするわけでございます。

四月の二十七日に行われました経済財政諮問会議、この場でも、民間議員の皆さん方からこの点も含めまして緊急提案があつて、議論がされております。北村大臣も御出席で、大臣からも、押印、書面の提出の義務付けなどテレワークの実施を困難としている規制や制度は早期に見直すべきという御発言をされております。経済四団体に必要な要望の提出を依頼済みであるとか、規制改革会議におい

ても関係省庁との見直しの議論を早急に進めるべきというふうにも述べられております。

また、地方分権によりまして、地方公共団体のデジタル化の推進という観点からも、同様に、書面での申請であるとか報告の義務付けなどについて国の制度の見直しを進めていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

そこで、テレワークの実施でございまして、地方公共団体のデジタル化の推進につきまして、規制改革や地方分権の観点から今後どのように取り組んでいかれるのか、お伺いをいたします。

○政府参考人（彦谷直克君） お答え申し上げます。

新型コロナウイルスへの対応としてのテレワーク推進のため、経済四団体から書面主義や押印原則の見直しについて緊急要望をいただき、四月二十八日及び五月十八日の規制改革推進会議におきまして要望への対応方針について議論が行われました。具体的には、いただいた御要望を行政手続に関するものと民間間の商慣行等によるものに分けた上で対応を進めることとしております。

行政手続に関するものにつきましては、各要望に対応する対応につきまして各府省の回答を取りまとめましたが、更なる取組の余地があると考えられるため、現在各府省に再検討を依頼しているところでございます。



彦谷内閣府規制改革推進室次長

ます。
民間間の商慣行による手続に関するものにつきましては、経済団体の御理解、御協力を得た上で、官民一丸となって広く取組を推進することが重要であると考えており、現在意見交換を行っているところでございます。

行政手続につきましては、各府省において対応可能なものから順次見直しを進めることを求めるとともに、制度的対応につきましては、必要に応じ、夏頃に取りまとめを予定しております規制改革推進会議の答申に反映されることになると考えているところでございます。

○政府参考人（宮地俊明君） お答え申し上げます。

本年二月に開始いたしました令和二年の地方分権改革に関する提案募集におきまして、地方三団体の御意見や有識者会議の御議論を踏まえ、新たな取組として重点募集テーマを設定し、その一つとして地方公共団体のデジタル化の推進に資する提案を重点的に募集することとしたところであります。

国の制度により地方公共団体における手続のオンライン化等に制約がある場合に、制度を見直すことでデジタル化の推進につなげ、住民の利便性の向上や手続の迅速化、効率化に資することを期待しているところでございます。

以上でございます。

○宮崎雅夫君
ありがとうございます。
こういうことを進めるのはもう今しかないんだらうというふうに思いますので、しっかりと進めていただきたいと思いますというふうに思います。

次に、第十次地方分権一括法案に関連して質問をさせていただきます。
今回の法律の改正案の中で、森林法の

改正が含まれております。

森林は、林業という産業としての面だけではなくて、委員の皆様方も御案内のとおり、国土保全、水源涵養、そして地球温暖化の防止など、多面的機能を通じて国民の生活、経済に大きく貢献しているわけでございます。しかし、森林所有者の四分の一はその地域にいらつしやらないというようなことであるとか、所有者の所在把握が難しい森林でございませうとか、やっぱり境界がなかなか分らないというような状況になっております。



昨年四月にスタートいたしました森林経営管理制度で、市町村が公示等の一定の手続を経て所在不明の所有者から経営管理権を取得できる仕組みも新たな仕組みということでもできたわけでございますけれども、所有者不明森林を特定するということがいずれにしまさず重要だということでございます。

そこで、今回の森林法の改正によりまして、所有者不明森林の対応であるとか林業施策の推進にどのような効果が期待できるのか、お伺いをいたします。

○政府参考人（小坂善太郎君） お答えいたします。

一元的に管理しているところでございませう。今回の法改正によって、この林地台帳に固定資産課税台帳の全ての森林所有者情報を反映することが可能となり、これまでの林地台帳の情報では所有者が不明だったものが、新たにそういう情報が使えることによって不明であるものが減少し、所有者の特定に非常に効果が出てくるものと考えております。

こういうことによりまして、行政側、市町村におきましては、森林法に基づく伐採届の確認であるとか、先ほど先生から御指摘がありました森林経営管理法に基づく意向調査、そういった所有者情報を活用する事務の効率化が図られる。さらには、林地台帳のデータは間伐等の施業の集約化に取り組む森林組合、林業事業者等に提供され、活用されております。

この制度が高まることによりまして集約化が進み、間伐を始めとする森林整備の一層の推進、それによる森林の公益的機能の発揮、さらには地域の林業の成長産業化、そういったものにつながるものと考えられているところでございます。



小坂林野庁森林整備部長

○宮崎雅夫君 今お答えいただいたように、いろんな効果が幅広くあるわけでございます。

やはり、まず最初に、森林所有者の把握にやっぱり相当時間が掛かるというようなことについて、これは農林水産省と

総務省にまたがる課題を地方の提案でい方向に導いていけたということだろうと思えます。是非、やっぱり活用していただくということが非常に大切なこととさせていただきます。林野庁の方から、是非市町村とか関係の皆さん方に周知をしっかりとやっていただきたいと思えます。お願いをしておきたいと思えます。お話しをしまして、提案募集方式についてお伺いをしたいと思います。

平成二十六年から始まりました提案募集方式、今回で六回目ということでございませうけれども、今回は三百六十の団体から三百一の提案が提出をされているわけでございます。地方の皆さんの意見をしっかりと吸い上げて改革につなげるということ、この方式というのはいいやり方じゃないかと私も思うわけでございます。

まず、この提案募集方式によるこれまでの成果についての御認識をお伺いをしたいと思います。

○政府参考人（宮地俊明君） お答え申し上げます。

平成二十六年に、それまでの地方分権改革の成果を踏まえ、国が主導する委員会勧告方式に代え、地方の発意に基づき住民に身近な課題を現場の知恵と工夫で一つ一つ具体的に解決するため、提案募集方式を導入したところであります。この提案募集方式を通じた取組につきましては、地方の現場における支障を解決し、地方創生や住民サービスの向上に資するものとして重要な意義があると認識しており、地方三団体からも地方分権改革の歩みを着実に進めるものとして評価をいただいているところであります。

今後とも、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立ちまじり組んでまいりたいと考えているところ

であります。ありがとうございます。



○宮崎雅夫君 ありがとうございます。

このやり方については地方三団体からも評判もいいというふうなお話もございましたけれども、やはり、同時に、やっぱり当然いけば当然いろんなそれについての課題とか改善点もこれは出てくるわけですので、六回目と、今年で七回目ということになるわけですけれども、見直すべきは当然いい方向で見直していかないといいないというふうに思います。

例えば、提案を行った市区町村の数というのは、皆さんの御努力もあって確実に今増えていっている。今では五百ちよつと切れるぐらいということでございますけれども、市区町村数というのは千七百以上あるわけでございますので、まだ全体の七割強の市区町村は提案をされていないという状況でありますので、それを広げていかないといいけない。

まあ、数だけが全てということではありませぬけれども、そういうことも努力は必要じゃないかというふうにも思いますが、また、実際にその見直しをやつて、やつてみてどんな課題が出てきたのかというのはいやっぱり評価をしてみても、その案件だけじゃなくてまた同じような案件が出てくるわけですから、そこにフィードバックをしていくということであると

か、最初の御答弁でもいただきましたけれども、今年はテーマ別というように組もしていただくようですけれども、提案された見直しと同じようなやはり別の案件があるというように、そういう場合にはやっぱり全体、類似のやつも含めて検討すべきじゃないかというふうにも思うわけでございます。

そこで、提案募集方式の課題と今後どのように改善していくのか、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人（宮地俊明君） お答え申し上げます。

提案募集方式につきましては、地方の現場における様々な分野の幅広い支障を解決してきている一方、人口規模の小さい市町村を中心とした提案の裾野の拡大が課題であると考えております。

そのため、都道府県などと連携した市町村職員向け研修の開催や、提案募集方式について実例を含め分かりやすく解説したハンドブックの提供などに取り組みできたところでありますが、今後ともこうした取組を一層充実、その充実に努めてまいりたいと考えております。

また、類似する制度改正などを一括して検討するため、今年の提案募集においては重点募集テーマの設定を行うなどの工夫を行っているところでございます。

以上でございます。



宮地内閣府地方分権改革推進室次長

是非、やはり改善というのは不断にやっていくべきことだと思っておりますので、今年から新たな取組もやられると、テーマということもございますので、是非取り組んでいただきたいというふうに思います。

地方公共団体、特に市町村なんかでは技術系の職員の方というのはなかなか限られていくということもあって、一昨年の西日本豪雨でありまして、昨年の台風被害なんかの対応で、国、県からの支援もあるわけでございますけれども、そういう中で対応していかないと、いけないと。今のコロナでも、やはり市町村の皆さん、いろんなやはり事業の申請の受付であるとか相談事とかも大変な思いをされているんだらうというふうに思います。

人は間違いないけれども、これからは限られてくるわけですので、そのテーマという中でも、そういうことを前提にしてできるだけいろんな手続を簡素化するということ、やり方だけの話じゃなくて、そういう方向で是非検討をしていただきたいというふうに思います。

最後の質問をさせていただきます。

先ほど、活用のお話を林野庁さんにもお願いをしたわけですが、今年も、今年も三百一提案をされて、そのうち応募の対象外がそもそも幾つかあるということですので、大体打率にして九割方実現をしたというふうな伺っております。この実現した提案が、申請をしたところはもちろんやられるんだらうと思っておりますけれども、それ以外のところもしっかり活用をしていただくということが重要だと思っております。担当するやはり省庁の周知、先ほど申し上げましたけれども、それだけではなくて、移譲された事務とか権限の場

合、やはりそれを円滑に実施していくというには、やっぱり財源、人材、ノウハウと、これが移転をされないといけないということでございます。

これらについては、閣議決定でも必要な支援ということでも含まれておりますし、地方団体からも要請をされておりますので、これらの実現した提案をどのように具体的に活用してもらおうのか、具体的な取組を最後にお伺いしたいと思います。

○政府参考人（宮地俊明君） お答え申し上げます。

内閣府といたしましても、提案募集方式の成果を地方公共団体に周知し、活用いただくことは非常に重要と考えております。そのため、毎年閣議決定しております対応方針におきまして、地方公共団体への権限移譲の際に財源措置やマニュアルの整備、研修や職員の派遣などの必要な支援を行うことを定めているほか、提案募集方式により改正された制度等の地方公共団体における活用状況を調査するとともに、提案募集の成果の活用事例を分かりやすく説明した事例集や動画の作成、地方公共団体向けの研修会、会議などにおける成果事例の紹介などを行ってきているところでございます。

今後とも、地方分権改革の成果を実際に各地方公共団体において役立てていただけるよう努めてまいりたいと考えてお



ります。
○宮崎雅夫君 終わります。ありがとうございます。
(以下略)